

1年生の生徒・保護者のみなさまへ

## 第2期分学校納付金の納入について(お知らせ)

(平成27年7~9月分)

平成27年度第2期分の学校納付金の納入期限は7月21日(火)です。

☆口座振替登録されている場合(5月末日までに金融機関で手続きされた方)

7月21日(火)にご指定の預金口座から引落されます。

☆金融機関窓口で現金振込される場合

裏面の金融機関窓口にて必ず7月21日(火)までに納入してください。

◆納付いただく額については、納入通知書(窓口納付者用)または納入通知書兼口座振替納入案内書(口座振替者用)でご確認ください。

◆就学支援金受給資格認定者の方は、学校徴収金(第2期分授業料以外の納付金)を納付してください。

※なお、現在手続きいただいております『「保護者等の収入の状況に関する事項」に係る届出書』を審査した結果、受給条件に該当しなくなった場合は、平成27年10月頃に第2期分の授業料を納付いただき、以降の各期の授業料を各期の納期限に納付いただくことになります。

◆就学支援金受給資格不認定(予定)者の方、就学支援金受給資格申請書を申請しなかった方は、第2期分授業料及び学校徴収金を納付してください。

※なお、納期限後に一定期間を過ぎて授業料を納付する場合、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、授業料の額に「大阪府税外収入延滞金徴収条例(平成22年大阪府条例第60号)」に定める割合を乗じて計算した延滞金が課せられます。

### 第3期分以降の口座振替の登録について

府立学校納付金の納入は口座振替でお願いいたします。

●「納入通知書」の下についている「預金口座振替納入依頼書」をミシン目で切り離し、必要事項を記入して金融機関窓口へ、ご提出ください。(裏面に記入例があります。)

●「預金口座振替納入依頼書」の金融機関窓口への提出時期に応じて、各期から口座振替が開始されます。

8月末まで⇒第3期分から

11月20日まで⇒第4期分から

●手続き完了後は、口座振替開始をお知らせする書類「納入通知書兼口座振替納入案内書」をお届けします。

●万一残高不足の場合でも、納入期限日の翌月20日と翌々月20日に再度振替されます。

(ただし、第4期分については、1、2年生の再度振替は翌月20日のみ、3年生の再度振替はありません。)

●口座の変更・停止以外は再度手続不要です。



問い合わせ先

大阪府立港高等学校事務室

電話(06)6583-1401